

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 救急病院の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 保安林の指定
- 〃
- 保安林の指定予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 【公告】
- 家畜伝染病の発生
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【選挙管理委員会】
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

医療推進課  
障害福祉課

〃

〃

治山課

〃

〃

道路整備課

〃

畜産課

建築指導課

選挙管理委員会

## 目次

担当課（室）

平成30年12月18日 岡山県公報 第12052号

◎岡山県告示第六百二十八号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡村一心堂病院

所在地 岡山市東区西大寺南二一―一七

名 称 重井医学研究所附属病院

所在地 岡山市南区山田二一―一七

名 称 独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

所在地 都窪郡早島町早島四〇六六

二 有効期限

平成三十三年十二月二十六日

附 則

この告示は、平成三十年十二月二十七日から施行する。

◎岡山県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
上河原薬局	津山市上河原222-5	H30.10.1
クオール薬局高梁店	高梁市落合町阿部2143-5	H30.10.1
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町79	H30.10.1
橋本医院	備前市日生町日生887-11	H30.11.6

◎岡山県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
上河原薬局	津山市上河原222-5	H30.9.30
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町79	H30.9.30
クオール薬局高梁店	高梁市落合町阿部2143-5	H30.9.30
神楽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原249-1	H30.10.31
ザグザグ薬局高野店	津山市高野本郷1416-1	H30.11.22

◎岡山県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山 トラスタワー37階	クオール薬局高梁南町店	高梁市南町79	H30.9.30
介護予防事業者	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山 トラスタワー37階	クオール薬局高梁南町店	高梁市南町79	H30.9.30
居宅介護事業者	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山 トラスタワー37階	クオール薬局高梁店	高梁市落合町阿部2143-5	H30.9.30
介護予防事業者	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1城山 トラスタワー37階	クオール薬局高梁店	高梁市落合町阿部2143-5	H30.9.30
居宅介護事業者	株式会社E. Tコーポレーション	高梁市成羽町下原1105-6	神楽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原249-1	H30.10.31
介護予防事業者	株式会社E. Tコーポレーション	高梁市成羽町下原1105-6	神楽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原249-1	H30.10.31

◎岡山県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

玉野市長尾字北側一〇一五、一〇一六、一〇三七から一〇四四まで、一〇四六から一〇四八まで、一〇六二の二、一〇六三の四、字北谷一〇六七の二、一〇六八、一〇七〇の二、一〇七三、一〇七四、一〇七八、一〇七九、一〇七九の二、一〇八六、一〇九一から一〇九三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

玉野市石島字中山三二五六、字宮後三四〇七、三四〇八の一、三四〇八の二、三四〇九から三四一二まで、字水落谷上三五五七、三五五九、三五六七の一、字水落谷下三五六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市高倉町田井字梨原之上一六六五、字梨原ノ上へ一六六六、一六六七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成30年12月18日 岡山県公報 第12052号

◎岡山県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
英田郡西栗倉村大字坂根字七郎右エ門畑 五八四番一地内		新	七・二 一〇・五	一六・五
英田郡西栗倉村大字坂根字七郎右エ門畑 五八四番一地内		旧	七・二	一六・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷長浜笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市玉島黒崎字帆崎七七〇三番一地先 から		新	六・六	四三・五

平成30年12月18日 岡山県公報 第12052号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 賀陽種井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市岡一八六番地先から 赤磐市殿谷一〇九番一地先まで	赤磐市岡一八六番地先から 赤磐市岡一九八番一地先を経て 赤磐市殿谷一〇九番一地先まで	新	七・六〇 一三・七	三三三・三
赤磐市岡一八六番地先から 赤磐市殿谷一〇九番一地先まで		旧	三・〇〇 一一・四	三三九・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 酌田沢原線
- 三 道路の区域

倉敷市玉島黒崎字帆崎七七〇三番一地先 から 倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番一地先 まで	倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番一地先 まで	旧	五・八〇 七・二	四三・五
				一二・〇

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 賀陽種井線  
 三 道路の区域

区 域	総社市延原字中五六八番八地先から 総社市延原字北谷中五四〇番二地先まで	別 新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	四・〇 八・〇	一 二〇・〇	
	旧	三・五 七・五	一 二〇・〇	

区 域	総社市槇字笹山一九二番一地先から 総社市槇字笹山二〇二番地先まで	別 新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	七・二 一・二・六	一 一七・〇	
	旧	二・八 一・二・六	一 一七・〇	

平成30年12月18日 岡山県公報 第12052号

◎岡山県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道			道路の 種類
賀陽種井線	坂辺吉井線	岡線	路線名
総社市延原字中五六八番八地先から 総社市延原字北谷中五四〇番二地先まで	赤磐市八島田字池尻三五番一地内	倉敷市玉島黒崎字帆崎七七〇三番一地先から 倉敷市玉島黒崎字帆崎七七一〇番一地先まで	区  間
日			供用開始 年月日
			平成三十年 十二月十八

〔五七六〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病 ヨ ー ネ	家 畜 伝 染 病 の 種 類
肉 用 牛	家 畜 の 種 類
平 成 二 十 九 年 十 二 月 十 八 日	生 年 日
患 畜	患 畜 ・ 疑 似 患 畜 の 区 分
一 頭	発 生 頭 数
奈 義 町	発 生 場 所
平 成 三 十 年 十 二 月 十 一 日	発 生 年 月 日

〔五七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一〇〇―一、一〇―

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町須恵三〇―二

伊東聡一朗

三 許可番号

岡山県指令建指第二三三三号

◎岡山県選管告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年十二月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七六〇

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、四九六

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、一五二	高梁市	八、八一三

平成30年12月18日 岡山県公報 第12052号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、六八三	一五、六八〇	一四、〇五七	一七、二七三	三六、五四二	一三四、三四六	四六、三九一	二六、五六四	四〇、〇〇四
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、五七〇	一二、九二八	八、四二四	一三、三〇四	一二、二四九	一〇、五七六	一四、一八一	八、五七八